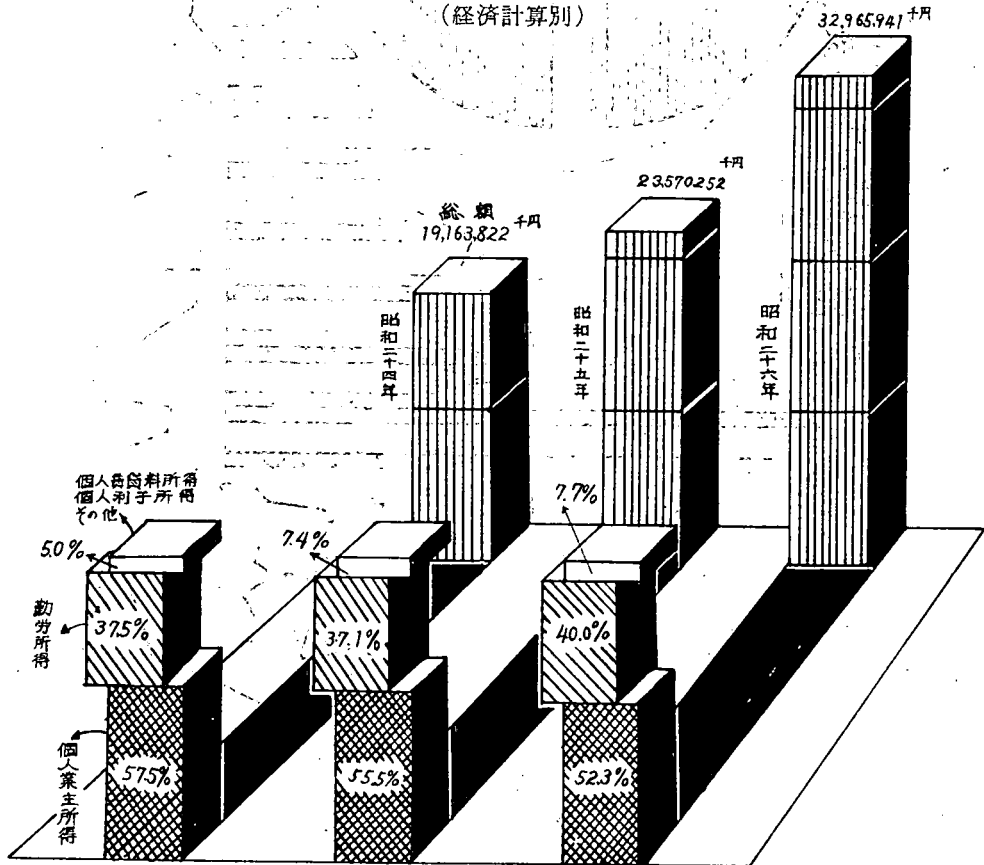


16. 県民所得

図表 分配県民所得とその構成
 産業別勤労所得と個人所得及び支出

1、生産県民所得	355
2、分配県民所得 (業種別)	356
イ、県民勤労所得 (産業別)	356
ロ、県民個人業主所得 (産業別)	357
ハ、勤労所得と個人業主所得の比較	357
ニ、県民所得に対する税負担の割合 (年別)	358
ホ、所得に対する財政規模の割合 (年別)	358
3、県民総支出 (業主別)	359
イ、県民個人所得と処分	359
ロ、個人所得とその処分 (経済計算の個人勘定)	360
(経済計算別)	

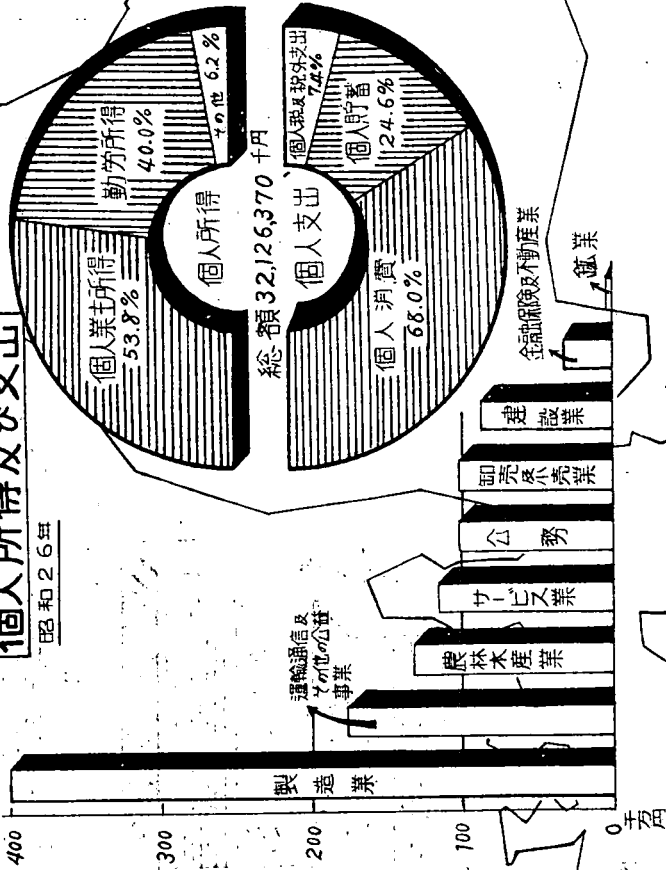


分配県民所得とその構成

産業別勤労所得と

個人所得及び支出

昭和26年



県民所得

◎利用者のために◎

県民所得とは、国民所得が国民経済を範囲とするのに対しその国内の行政区画単位である。都道府県別には握したものであつて、一言すれば一定期間において県の居住者によつて生産活動が行われ、その結果として得られる現金、現物の純収入あるいはもうけのことをいう。例えば勤労者が生産活動に参与し、その報酬として得た収入はもちろん純収入を意味して所得となるが、法人企業が生産物を売上げて得た収入はそのままでは所得とならず、その収入から生産に要した費用を差引いた残余、すなわち利潤が所得となる。

ところが所得税法上の課税の対象となる所得と考えられている、既存資産の譲渡にともなつて得られる所得や、社会保険で政府から給付される収入、極端には個人間の金銭譲与による収入等は、単なる振替的收入でこれは県民所得上の所得にはならない。経済諸部門の生産活動は機械や道具を利用し他の経済部門から購入した原材料、動力等を使用しながら人々の働きが加わつて行われるものである。

県民所得という概念はこのような生産活動の結果生産された生産物のすべての価値から、機械や道具等の損耗部分や原材料動力等を控除して得られた当該期間において、新たに生産された価値、すなわち純生産物の価値を合計したものをいう。一般にいわれる「附加価値」のことである。

この純生産物は県民の経済活動によつて絶えず循環し、つまり県民経済を形づくつている。そしてこの循環の各過程、すなわち「生産」「流通」「消費」の面で捉えたものを、通常「生産県民所得」「分配県民所得」「県民支出」と呼ばれる。

生産県民所得を捉えるためには、県内で生産された物財及び用役の純生産物の総額を握すればよく、分配県民所得を捉えるためには生産に参与した生産諸要素（土地、労力、資本）に帰属する賃金、利子、地代等として捉え、又県民支出を捉えるためには、この分配所得が如何ように消費され、投資されたかを測定すればよい。

三面等価よりは握することのできる県民所得は同じ生産物の流れをそれぞれの段階で捉えたものであるから、この間の生産物の物理的变化、時間的ずれがなければこの段階の県民所得は同一の数値をもつものといわれる。

なお県民所得は物的、人的方法により属人主義によつて推計されたものであつて、国民所得以上に難点があり、昭和26年の推計結果についてはその基礎資料に制約があつて実際関係を考慮しない第一次推計である。

1. 人口推計は昭和25年国勢調査を基本とし全国労力調査による延長推計である。
2. 分配所得は個人所得よりの簡易推計である。

＝産業別＝

1、生産県民所得

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

生産県民所得（県内純生産）をコーリン、クラークによる産業構成別には握し、国民所得との割合を示したものである。

区 分	本 県 県 民 所 得		国 民 所 得		A/B × 100
	実 数 (A)	構 成 比 %	実 数 (B)	構 成 比 %	
	千円		十億円		
24年所得総額	17,813,608	—	2,901.6	—	0.61
25年所得総額	22,341,807	—	3,288.6	—	0.68
26年所得総額	34,051,619	100.0	4,515.8	100.0	0.75
(第一次産業)	10,741,989	31.5	1,023.0	22.6	1.05
1. 農 業	8,210,953	24.1	810.0	18.0	1.01
2. 林 業 及 び 狩 猟 業	1,725,614	5.1	103.0	2.2	1.68
3. 漁 業 及 び 水 産 養 殖 業	805,422	2.3	110.0	2.4	0.73
(第二次産業)	9,346,897	27.4	1,510.9	33.5	0.62
4. 鉱 業	148,503	0.4	148.3	3.3	0.10
5. 建 設	1,329,406	3.9	169.6	3.8	0.78
6. 製 造	7,868,988	23.1	1,193.0	26.4	0.66
(第三次産業)	12,317,178	36.2	1,968.3	43.6	0.63
7. 卸 売 及 び 小 売 業	5,328,585	15.6	813.4	8.0	0.66
8. 金 融 保 険 及 び 不 動 産 業	511,282	1.6	157.9	3.5	0.32
9. 運 輸 通 信 及 び そ の 他 の 公 益 事 業	1,904,246	5.6	318.6	7.1	0.60
10. サ ビ ン 業	3,509,060	10.3	491.8	10.9	0.71
11. 公 務	1,064,005	3.1	186.6	4.1	0.57
分類不能の産業 (財産所得)	1,645,555	4.8	15.5	0.3	1.06
海外よりの純所得	—	—	△ 1.9	—	—

＝業種別＝

2、分配県民所得

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

分配県民所得は個人所得よりの簡易推計であり、国民所得との構成と比較したものである。

区 分	本 県 県 民 所 得		国 民 所 得		A/B × 100
	実 数 (A)	構 成 比 %	実 数 (B)	構 成 比 %	
2 4 年 所 得 総 額	19,163,822	—	2,901.6	—	0.66
2 5 年 所 得 総 額	23,570,252	—	3,288.6	—	0.72
2 6 年 所 得 総 額	32,965,941	100.0	4,515.8	100.0	0.73
1. 勤 勞 所 得 給 付	13,445,647	40.7	2,033.0	45.1	0.66
(-) 賃 金 及 俸 給	11,578,282	35.1	1,903.1	42.2	0.61
(-) その他 の 勤 勞 所 得	1,867,365	5.6	129.9	2.9	0.14
2. 個 人 業 主 所 得	17,254,531	52.3	1,838.6	40.7	0.94
(-) 農 林 水 産	8,646,550	26.2	902.0	20.0	0.96
(-) その他	8,607,981	26.1	936.6	20.7	0.92
3. 個 人 賃 貸 料 所 得	514,996	1.7	37.7	0.8	0.14
4. 個 人 利 子 所 得	688,724	2.1	51.8	1.1	0.13
5. 法 人 所 得	1,057,542	3.2	523.0	11.6	0.20
A 税 引 前 法 人 所 得 税	1,057,542	3.2	523.0	11.6	0.20
(-) 法 人 所 得 税	539,830	1.6	184.3	4.1	0.29
(-) 引 后 法 人 所 得 税	517,712	1.6	338.6	7.5	0.15
(a) 個 人 所 得 税	105,769	0.3	42.7	0.9	0.25
(b) 未 分 配 利 潤	411,943	1.3	295.9	6.6	0.14
6. 官 公 企 業 剩 余 金 得	4,500	—	33.6	0.7	0.13
7. 海 外 上 場 株 主 所 得	—	—	△ 1.9	—	—

＝産業別＝

イ、県民勤労所得

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

2. 分配県民所得表中 1. 勤労所得については産業別にみたものである。

区 分	県 民 所 得			国 氏 所 得			A/B × 100
	所得総額 (A)	構 成 比 %	一 人 当 所 得	所得総額 (B)	構 成 比 %	一 人 当 所 得	
2 4 年 勤 勞 所 得	7,185,473	—	—	1,241,122	—	—	0.58
2 5 年 勤 勞 所 得	9,087,079	—	—	1,390,564	—	—	0.65
2 6 年 勤 勞 所 得	13,445,647	100.0	—	2,033,012	100.0	—	0.66
1. 農 林 水 産 業	1,327,944	9.9	—	108,587	5.3	—	1.22
農 林 水 産 業	112,917	0.8	—	20,142	1.0	—	2.56
農 林 水 産 業	854,008	6.4	—	40,101	2.0	—	2.12
農 林 水 産 業	361,019	2.7	—	48,344	2.3	—	0.75
2. 農 林 水 以 外 の 産 業	10,250,338	76.2	84,005	1,794,504	88.3	131,610	0.75
鉄 道 運 送 業	18,653	0.1	54,067	82,912	4.1	140,529	0.22
製 造 業	873,501	6.5	62,891	80,383	4.0	83,040	1.09
卸 売 及 小 売 業	4,045,384	30.1	73,231	576,182	28.3	126,052	0.70
金 融 保 険 及 不 動 産 業	1,035,371	7.7	81,634	266,317	13.1	152,268	0.39
運 送 通 信 及 そ の 他 の 公 益 事 業	332,598	2.5	108,621	79,586	3.9	185,084	0.42
サ ー ビ ス 業	1,721,737	12.8	125,281	268,202	13.2	141,011	0.64
公 分 類 不 能 の 産 業	1,184,375	8.8	88,182	251,944	12.4	120,779	0.47
公 分 類 不 能 の 産 業	1,038,719	7.7	107,907	178,946	8.8	140,792	0.58
3. 兼 業 他 業	9,943	0.1	—	1,717	0.1	—	0.58
4. そ の 他 の 俸 給	1,857,422	13.8	—	128,204	6.3	—	1.45
重 子 役 ツ	1,535,633	11.4	—	58,792	2.9	—	2.61
歳 入 手 当 費	29,609	0.2	—	18,529	0.9	—	0.16
囚 人 手 当 費	25,287	0.2	—	2,548	0.1	—	0.99
社 会 保 険 料 雇 主 負 担 分	410	—	—	—	—	—	—
社 会 保 険 料 雇 主 負 担 分	266,483	2.0	—	48,335	2.4	—	0.55

＝産業別＝

ロ、県民個人業主所得

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

2. 分配県民所得表中 2. 個人業主所得について産業別にみたものである。

区 分	県 民 所 得			国 民 所 得			A/B×100
	所得総額 (A)	構成比%	一業主当所得	所得総額 (B)	構成比%	一業主当所得	
24年個人業主所得	11,027,388	—	—	1,423,502	—	—	0.77
25年個人業主所得	13,055,007	—	—	1,579,258	—	—	0.83
26年個人業主所得	17,254,531	100.0	—	1,838,630	100.0	—	0.94
1. 農林水産業	8,646,550	50.1	—	901,961	49.1	—	0.96
農林業	7,393,891	42.9	—	787,053	42.8	—	0.94
水産業	853,472	4.9	—	55,139	3.0	—	1.55
水産	399,187	2.3	—	59,769	3.3	—	0.67
2. 農林水以外の産業	8,422,142	48.8	189	932,901	50.7	212	0.90
鉱建	38,213	0.3	721	26,517	1.4	2,652	0.14
製造業	1,071,460	6.2	169	76,164	4.1	211	1.41
卸売及小売業	1,420,056	8.2	218	183,015	9.9	245	0.78
金融保険及不動産業	3,527,730	20.4	190	420,417	22.9	201	0.84
運輸通信及その他公益事業	37,355	0.2	155	4,862	0.3	211	0.77
サービス業	76,728	0.4	138	12,432	0.7	161	0.62
分類不能の産業	2,250,600	13.1	186	207,813	11.3	195	1.08
	—	—	—	1,681	0.1	168	—
3. 内 職	185,839	1.1	—	3,768	0.2	—	4.93

ハ、勤労所得と個人業主所得の比較

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

農林水産業以外の個人業主所得と勤労所得の比較を年次推移により全国と比較対照したものである。

区 分	24年			25年			26年		
	総額	人員	一人当	総額	人員	一人当	総額	人員	一人当
福井県	4,659,155	31,846	146,303	5,760,163	31,753	181,405	8,422,142	44,377	189,000
農林水産以外個人業主所得 A	4,659,155	31,846	146,303	5,760,163	31,753	181,405	8,422,142	44,377	189,000
〃 勤労所得 B	5,974,367	99,039	60,323	7,713,256	94,230	81,856	10,250,338	122,020	84,005
B/A %	128.2	311.0	41.2	133.9	296.8	45.1	121.7	275.0	44.4
全 国	747,747	3,617	207,000	833,114	3,643	228,000	1,024,555	4,100	249,000
農林水産以外個人業主所得 A	747,747	3,617	207,000	833,114	3,643	228,000	1,024,555	4,100	249,000
〃 勤労所得 B	1,064,565	11,613	91,670	1,268,217	12,332	102,840	1,816,552	13,571	133,855
B/A %	142.4	321.1	44.3	152.2	338.5	45.1	177.3	331.0	53.8

一年別

県民所得に対する税負担の割合

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

本表は24年～26年国、県民所得（分配所得）に対する国税、地方税の割合を示したものであり、本県の場合は全国に比較して国税7.7%低く、地方税は1.1%高い現象である。

なお租税の限界非効用（苦痛の意）は25%において極めて弾力的であるといわれているから、本県県民の租税負担率は限度に達していないことになる。

1. 国税は徴収決定額 2. 県税は収入額 3. 市町村税は収入額

区 分	県民所得 A	国 税 B	$\frac{B}{A}$	地 方 税			$\frac{C}{A}$	合 計 B+C=D	$\frac{D}{A}$
				県 税	市町村税	計 C			
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%
24年	19,163	1,796	9.4	592	694	1,286	6.7	3,082	16.1
25年	23,570	1,877	8.0	618	950	1,568	6.7	3,445	14.6
26年	32,965	2,376	7.2	997	1,219	2,216	6.7	4,592	13.9

区 分	国民所得 A	国 税 B	$\frac{B}{A}$	地 方 税 C	$\frac{C}{A}$	合 計 B+C=D	$\frac{D}{A}$
24年	2,884.4	636.1	22.1	142.4	4.9	778.5	27.0
25年	3,683.7	570.2	15.5	188.3	5.1	758.8	20.6
26年	4,849.4	722.9	14.9	271.9	5.6	994.9	20.5

一年別

ホ、所得に対する財政規模の割合

昭和26年中

県統計課推計

◎利用者のために◎

本表は24年～26年県民所得に対する県市町村財政規模の割合を示したものであり、本県の大枠な県市町村財政予算措置の推移を知ることができる。本県の場合は県民所得の増嵩に伴い、予算措置も均衡を保ち、一応健全財政を物語つていると言えよう。

1. 県市町村は歳入、歳出決算書による。

区 分	県 民 所 得 A	財 政			$\frac{B}{A}$	$\frac{C}{A}$	$\frac{D}{A}$
		県 (B)	市 町 村 (C)	計 (D)			
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
24年	19,163	3,146	2,299	5,445	16.4	11.9	28.3
25年	23,570	3,827	2,612	6,439	16.2	11.0	27.3
26年	32,965	4,665	2,998	7,663	14.2	9.1	23.2

3、県民総支出

◎利用者のために◎

生産物の流れを支出面においてとらえた県民総支出は県民所得統計上、間接事業税や資本減耗引当を含み、市場価格で評価推計している。

県民総支出の構成は大別して、

- イ、個人が日常生活を営むために食糧費、被服費、光熱費等として財貨やサービスを購入するために支出した個人消費支出
 - ロ、個人や民間企業が住宅や耐久生産施設に投資して資本を形成した部分と、生産物の在庫品の増加部分よりなる県内民間総資本形成。
 - ハ、中央及び地方の政府又は公共団体が個人や企業の所得から税金その他の形等で吸い上げて得た収入で消費的目的のために財貨やサービスを購入したその支出及び官公企業等に投資して資本形成に向けられた部分とからなる政府の財貨とサービス購入。
- である。

＝業主別＝

イ、県民個人所得と処分

昭和26年中

県統計課推計

◎利用者のために◎

3. 県民総支出中 イ、個人消費支出 ロ、民間総資本形成についてみたものである。

区 分	所 得 額	構成比	区 分	支 出 額	構成比
	千円	%		千円	%
24年個人所得	18,889,541	—	24年個人支出	18,889,541	—
25年個人所得	23,324,283	—	25年個人支出	21,589,067	—
26年個人所得	32,126,370	100.0	26年個人支出	32,126,370	100.0
1. 勤労所得	12,859,331	40.0	1. 個人消費	21,835,901	68.0
賃銀及俸給	11,578,282	36.0	農家賃	9,782,360	30.4
その他の勤労所得	1,281,049	4.0	非農家賃	11,292,075	35.2
2. 個人業主所得	17,254,531	53.8	(自己所有の自己消費)	512,550	1.6
農林水産	8,646,550	27.0	婦属利子	248,916	0.8
その他	8,607,981	26.8	2. 個人貯蓄	7,922,151	24.6
3. 個人賃貸料所得	514,997	1.6	預貯金	2,194,000	6.8
4. 個人利子所得	688,724	2.1	証券投資	99,312	0.3
5. 個人配当所得	105,770	0.3	建築投資	1,965,515	6.2
6. 振替所得	703,017	2.2	農家の在庫品	1,038,120	3.2
			生産施設と非農家在庫品	4,441,204	13.8
			貯蓄調整項目	△ 1,816,000	△ 5.7
			3. 個人税及び税外支出	2,368,318	7.4
			a. 租税	2,312,097	7.2
			国県市町村	1,246,479	3.9
			税	364,672	1.1
			税外負担	700,946	2.2
			b. 税	56,221	0.2

＝経済計算別＝ ロ、個人所得とその処分（経済計算の個人勘定）

昭和26年中

県統計課推計
経済審議庁推計

◎利用者のために◎

個人所得とその処分の流れを順次経済計算してみたものである。

整理番号	項目	福井県		全 国		
		実数	構成比	実数	構成比	本県対比
		千円	%	十億円	%	%
1	個人消費支出	21,835,901	68.0	3,180.1	79.3	0.69
2	個人税及び外負担	2,368,318	7.4	323.7	8.0	0.78
3	個人貯蓄 (15-1-2)	7,922,151	4.6	511.0	12.7	1.55
4	個人支出及び貯蓄計 (1+2+3)	32,126,370	100.0	4,014.8	100.0	0.80
5	勤労所得 (受取額)	12,859,331	40.0	1,949.9	48.6	0.66
			(100.0)		(100.0)	
6	勤労所得 (発生額)	13,445,647	(104.6)	2,033.0	(104.3)	0.66
7	控除 { 社会保険 主負担	266,484	(2.1)	48.4	(2.5)	0.55
8	除 { 被働者 〃	319,832	(2.5)	34.7	(1.8)	0.92
9	個人業主所得	17,254,531	53.8	1,838.6	45.8	0.94
10	個人賃貸料所得	514,997	1.6	37.7	0.9	1.37
11	個人配当所得	105,770	0.3	42.7	1.0	0.24
12	個人外上りの純所得	688,724	2.1	51.8	1.3	1.21
13	海外替所得 (含赤字利子)	—	—	△ 1.9	—	—
14	個人所得計 (5~14)	703,017	2.2	96.0	2.4	0.73
15		32,126,370	100.0	4,014.8	100.0	0.80
16	可処分所得 (15-2)	29,758,052	92.6	3,691.1	—	0.81
17	3 ÷ 16 %	26.6	—	13.8	—	—
18	平均一人当り所得 (支出)	42,720 ^円	—	48,661 ^円	—	0.88